

旅券の紛失防止及び紛失等の際の旅券発給手続きについて

平成 30 年 1 月 1 日掲載

盗難や紛失を防止するためには、旅券の持ち歩きは慎むことは勿論、携帯する必要がある場合には、身体から離さない等十分な注意が必要です。万一、置き引き、スリ等により旅券を盗難・紛失された場合は、先ず最寄りの警察に届け出て、盗難・紛失を届け出たことを証する書類を入手の上、総領事館にて以下の手続きをして下さい。

1. 紛失時の旅券発給手続き

従来の再発給制度は廃止されました。紛(焼)失旅券の失効手続き後に、10 年もしくは 5 年間有効な新規旅券申請となります。

2. 必要書類

- (1) 紛失一般旅券等届出書 1 通 (窓口にて入手可能)
- (2) 一般旅券発給申請書 1 通
- (3) 写真 2 枚(詳細については「[旅券の申請](#)」をご参照下さい)
- (4) 盗難(紛失)届(当館所定の用紙)
- (5) 戸籍謄(抄)本 1 通(6ヶ月以内に発行されたもの) ※すぐに準備できない方は、事前にご相談下さい。
- (6) 文民警察発行の被害届(写)→盗難に遭った場合

3. 交付・受領

- (1) 旅券の名義人ご本人のみが受領できます(郵送による受領はできません)。
- (2) 交付予定日(申請後 1 週間)以降できるだけ早く受領して下さい(発行後 6 ヶ月以内に受領されない旅券は自動的に失効します)。
- (3) 手数料については[ここをクリック](#)して下さい。